

大阪、昭59不66、69、昭61.12.11

命 令 書

申立人 新日本技術コンサルタント労働組合
申立人 X
被申立人 株式会社新日本技術コンサルタント

主 文

- 1 被申立人は、申立人Xに対して、次の措置を含め、昭和59年9月25日付け配置転換及び同年11月5日付け懲戒解雇がなかったものとして取り扱わなければならない。
 - (1) 原職に復帰させること
 - (2) 解雇の日の翌日から原職に復帰させる日までの間の同人が受けるはずであった賃金相当額及びこれに年率5分を乗じた金額を支払うこと
- 2 被申立人は、申立人新日本技術コンサルタント労働組合に対して、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

新日本技術コンサルタント労働組合
執行委員長 A 1 殿

株式会社新日本技術コンサルタント
代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員X氏を昭和59年9月25日付けで東京支店仙台事務所へ配置転換したこと
- (2) 貴組合員X氏を昭和59年11月5日付けで懲戒解雇したこと

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人株式会社新日本技術コンサルタント（以下「会社」という）は、肩書地に本社を、東京都に支店を置くほか、盛岡市、仙台市、名古屋市、大津市及び広島市に事務所を設け、河川計画、水資源開発等に関する調査・設計・施工監理等の建設コンサルタント業を行っており、その従業員は、本件審問終結時約480名である。
- (2) 申立人新日本技術コンサルタント労働組合（以下「組合」という）は、会社の従業員で組織されており、その組合員は、本件審問終結時約180名である。
- (3) 申立人X（以下「X」という）は、昭和57年1月会社に採用され、東京支店技術部技

術第二室に配属された。その後、Xは、会社から59年9月25日付けで東京支店仙台事務所への配置転換命令（以下「本件配転命令」という）を受けたが、これを拒否した。さらに、同人は、本件配転命令に従わなかったことを理由に、会社から59年11月5日付けで懲戒解雇処分（以下「本件解雇」という）を受けた。

2 本件申立てに至るまでの労使関係等について

(1) 労使関係の推移

ア 昭和52年6月、会社に、代表取締役社長としてB1（以下「B1社長」という）が、また、労務担当の常務取締役としてB2（以下「B2常務」という）が就任した。両名は、いずれも親会社である関西電力株式会社（以下「関西電力」という）からの出向者である。

これについて、組合は会社の労務対策を強化するため関西電力が両名を派遣してきたと受け止めたこともあって、以後、労使関係は緊張していった。

イ 昭和57年4月3日付けの日本共産党機関紙赤旗（以下「赤旗」という）に、「日本共産党は『原子力発電所新設予定地の地形地質調査報告書』を入手した。それによると、関西電力は、会社とともに、宮津及び舞鶴原子力発電所立地計画を検討していた。」との旨の記事が掲載された（以下「原発問題」という）。

ウ 昭和57年11月19日、57年年末一時金要求に関する団体交渉の席上、B2常務は、同要求書に記載されていた原発問題に触れ、「会社の名前が赤旗に出ている。そういうことから、当社に及ぼす影響は非常に大きい。会社には共産党員がいる。したがって、会社から漏洩した恐れがある。」旨発言した。

エ 昭和58年4月22日、58年春闘要求に関する団体交渉の席上、B2常務は「組合は真に会社の発展を願っているかどうか、私は非常に疑問に思っている。常日頃の組合のビラをみると、会社に対する非難がその中心を成していると思受けられる。その内容からすると、会社に対して敵対関係をもっているとしたか考えられない。」旨発言した。

オ 会社は、昭和58年6月24日に新入社員との懇談会を、また、7月8日には入社2・3年の社員との懇談会を催した。両懇談会には、B1社長（6月24日のみ出席）、B2常務、常務取締役兼国内事業本部長B3（以下「B3本部長」という）らの役員のほか総務部長B4（以下「B4部長」という）らの会社幹部が出席した。その席上、B2常務らは、組合が58年夏期一時金要求に関するポスターを貼付したこと等について、「組合の一部のゆがんだ考え方の者に先導されないように」「組合自らの手ではずさない限り団体交渉に応じられない。」などと述べた。

これに対して、組合は、反組合的教育及び組合への支配介入であるとして、7月11日付けで会社に対し抗議文を提出した。

カ 昭和58年7月4日、会社幹部会の席上、B1社長は、挨拶の中で、「一部の不健全分子による組合主導は依然として改まらず、このことは会社にとって最大のマイナスベクトルである。この不健全分子の活動の本質は、真の組合活動ではなく、会社を敵視し、組合活動に名を借りた反体制活動であり、ひたすら会社を誹謗し、会社信用の失墜と社内の混乱を招くことしか眼中にない極めて悪質なものである。」旨述べ、その後、会社はこの要約文を全管理職に配布した。

キ 昭和59年5月18日、59年春闘要求に関する団体交渉の席上、B2常務は「いまの執

行部は大いに気に入くない。」旨発言した。また、組合が、組合の役員選挙に会社が介入した旨指摘すると、同常務は「介入していない。しかし、重大な関心を持っている。執行委員に物分かりのいいのが出るか否かによって、交渉も時間がかかるかどうか違ってくる。いまの執行部は話ができる相手ではないとは言わないが……」「今の労使関係は限度を踏み外している。」などと発言した。

ク 昭和59年5月31日、59年春闘要求に関する団体交渉の席上、B2常務は「こんな要求書(会社業務の外注問題)は破り捨てて突っ返すところだ。極めて不穏当な要求だ。この要求は許せない。」、さらに原発問題について触れ、「会社は大変な打撃を受けている。組合のビラだって、まるで共産党の書くようなビラばかりだ。」などと発言した。

(2) 配置転換等に関する確認書

ア 組合は、昭和47年以来、毎年のように、会社に対し、組合員の配置転換等に関する問題についての要求をし、団体交渉を行った。その結果、労使において以下の確認書を取り交していた。

(ア) 昭和51年5月26日、組合は、会社との間に、「配転、転勤、出向」に関し、「会社は、従来から業務の必要により、本人の意向等充分考慮のうえ転勤等を発令しており、この考え方を変更しない。万一異議が生じ、本人から組合に申出があった場合は、会社は組合と協議する。」との「確認書」(以下「51年確認書」という)を取り交わした。

(イ) 昭和52年6月14日、組合は、会社との間に、「配転、転勤、出向」に関し、「組合は、組合員の配転、転勤、出向については、組合に少なくとも1カ月前に申入れを行い、本人、組合、上司、会社の四者で協議を行い、その後、本人の意志を尊重し、生活条件、技能などを公平に考慮して組合員本人の同意のうえ行うことを要求。会社は、従来から業務上の必要により本人の意向等充分考慮して発令している。今後ともこれを変更しない。万一、異議が生じ、本人から組合に申出があり、組合から会社に申入れがあった場合は、会社は組合と協議すると回答した。」との「確認書」(以下「52年確認書」という。なお、「51年確認書」及び「52年確認書」を以下「配転等に関する確認書」という)を取り交わした。

イ 組合は、配転、転勤及び出向問題について、昭和53年3月31日付け及び54年4月3日付けの要求書で前記ア(イ)と同趣旨の要求を行った。これに対し、B2常務らは「以前に何度も確認しているので改めて触れる必要がない。確認した事項については遵守していく。」皆答えた。

3 本件配転命令に至るまでの経緯について

(1) 東京支店から本社電算室への配置転換

ア 会社は、昭和58年4月から、技術職員を対象に電算業務の基礎知識の習得等を目的として電算教育を実施していた。

イ 昭和59年3月初め、東京支店長B5(以下「B5支店長」という)は、本社電算室を所管するB3本部長から「近い将来、東京支店にも大型電算機を導入する計画があるので、東京支店からも電算教育に1名を1年間派遣してほしい。」との旨の要請を受けたので、同支店の若手技術者の中から派遣することにした。

ウ 昭和59年3月7日、東京支店技術第二室長B6(以下「B6室長」という)は、室

員のA 2（以下「A 2」という）及びXに対し、「4月から本社電算室へ1人行ってほしい。期間は1年間、来年3月まで。」との旨告げたところ、両名とも拒否の意向を示した。

エ 昭和59年3月12日、B 6室長は、A 2に対して「君に決まったので行ってほしい。」との旨告げたところ、同人は「半年なら行ってもよい。」旨答えた。そこで、東京支店は、その期間について本社電算室の了承を得た。この後、東京支店長代理B 7（以下「B 7支店長代理」という）は、電話で、B 3本部長にA 2を派遣する旨報告した。

オ 数日後、B 5支店長は、B 4部長から「A 2は組合の執行委員をしている。春闘の前に動かすのは問題が起きないか。」との旨の電話を受けたので、派遣者を再考することとした。

カ 昭和59年3月22日、B 6室長は、A 2及びXを呼び、A 2に対して「君は会社の都合で行けなくなった。」旨述べ、また、Xに対して「君に行ってもらうことになった。」との旨告げた。しかし、同室長は、A 2からXに変更した理由については説明しなかった。これに対して、Xは、①電算室での仕事の具体的テーマがはっきりしておらず目標・期間とも不明である②生活環境を変えたくない等の理由をあげ拒否した。

キ 昭和59年3月23日、Xは、B 5支店長、B 7支店長代理、東京支店技術部長B 8（以下「B 8部長」という）及びB 6室長から、こもごも電算教育の重要性等派遣についての説得を受けた。これに対して、同人は、土木技術の仕事をずっとやりたいので1年間も今の仕事から離れるのは希望しない等の理由を述べ、電算教育のための配置転換に異議を唱えた。

ク 昭和59年3月26日、Xは、B 6室長から、再度、電算教育についての説得を受け、結局、本社電算室への配置転換に応じた。そして、同人は、59年5月1日付けの「電算室勤務を命ずる」との配置転換命令を受け、5月7日から本社電算室での勤務に就いた。

(2) 本社電算室から東京支店への配置転換

ア 昭和59年6月13日、B 7支店長代理は、本社で、B 4部長及び労務室長B 9（以下「B 9室長」という）と、Xの東京支店への配置転換等について協議した。その結果、Xを東京支店に配置転換させることとし、同人の電算教育打切りについては、B 4部長がB 3本部長の了承を得ることとした。

イ 昭和59年6月28日、電算室長B 10は、Xを呼び、東京支店への配置転換の内示をした。これに対して、同人は、とくに異議を述べなかったが、組合にこの旨の報告をした。

ウ 昭和59年6月29日、組合は、会社に対し、事前に本人への意向打診もなく内示することは従来の労使慣行を無視したものである旨抗議した。

エ 昭和59年7月2日、Xは、本社で、「東京支店技術第二室勤務を命ずる」との7月1日付けの配置転換命令を受けた。

(3) 東京支店仙台事務所への配置転換の動き

ア Xは、昭和59年7月9日から再び東京支店技術第二室で勤務に就いた。同人は、同日夕刻、直属の上司である同支店技術第二室次長B 11（以下「B 11次長」という）から飲食に誘われた。B 11次長は、Xの出身大学の先輩でもあり、また、同人の入社の

際に同人を推せんした間柄でもあった。その飲食の席上、Xは、B11次長から「東京へ帰された本当の理由を知っているか。東京が忙しくなったからだと本当に思っているのか。」との旨問われたので、同人が「大阪で組合事務所へ出入りしたこととか、寮で赤旗をとっていたことか。」との旨答えると、同次長は、「どんびしゃりだ。」と言い、「B7支店長代理は、本社の労務から次から次と材料を出されて、ひとつ否定したら、じゃこれはどうだという調子で全然申し開きできなかったそう。とにかく労務はよく調べている。組合ニュースの『東京支店の思想的教育』（この内容については、後述の7(2)ウ参照）という記事も時期からみてXにまちがいない…」 「そんな矢先に東京のブロック会（対話集会）に出て来た。なんとも軽卒な野郎だと思って俺も頭に来た。」 「会社は人事権を持っているのだ。首は切らないけれども本人がやめていく方向にする。」 「寮に入ってすぐ赤旗をとり出したことも、寮の管理人から労務に連絡がいったそう。」などと述べ、さらに、東京支店仙台事務所への配置転換が予定されていることについて「支店長もできれば次の辞令を出したくないのだ。仙台へ行ってまじめにやっていたら、何年になるかわからないけど、また帰ってこれるかも知れない。」旨述べた。

イ 昭和59年7月26日、Xは、会社から東京支店仙台事務所への配置転換の意向打診を受けたが、同日の経過は以下のとおりであった。

(ア) 同日午前9時30分頃、Xは、B8部長から「8月1日付けで仙台事務所勤務に決まった。仕事の内容は、いわゆる技術営業だ。」との旨告げられた。これに対して、Xは「月曜日（7月30日）ぐらいまで返事を待ってもらいたい。」旨答えたところ、B8部長は「何の返事だ。仙台事務所勤務は業務命令だ。何も返事はいらぬ。」旨述べた。また、B7支店長代理は「仙台事務所勤務について君の同意を求めているわけではない。」旨述べ、さらに、B8部長は「4、5、6月の受注が去年と比べても非常に落ち込んでいる。東京支店としては、東北地方を中心に仕事を受注しなければならない。したがって、仙台事務所を強化しなければならない。仙台事務所長のもとでがんばってくれ。」との旨配置転換の理由を説明した。

そこで、Xは、直ちに、電話で、組合執行委員長A3（以下「A3委員長」という）に対して、仙台事務所への配置転換の話があったことを報告し、労使協議をしてくれるように要請した。

(イ) 同日午後2時頃、Xは、再びB7支店長代理から「仙台へ行くに当って何か心配事か困る事があるなら聞かして欲しい。」との旨問われたので、同人は「①技術屋としてやって来たのに突然営業をするように言われた②結婚の話がある③組合に対して異議の申立てを行った④自分が本社から東京支店へ配置転換された本当の理由として非常に気になる話を聞いた。」などと答えた。

(ウ) 同日午後3時頃、組合書記長A4（以下「A4書記長」という）は、B9室長に対して、52年確認書にもとづき本問題について団体交渉を申し入れたところ、同室長は「仙台行きについては、本人の意向打診をしたものであり、業務命令ではない。」旨答えた。さらに、組合は、同日午後7時頃、再度B9室長に団体交渉を申し入れたが、同室長は「確認書に『協議』となっているからといって団交をもたなければならないということではない。」と言って、組合の要求を拒否した。

ウ 昭和59年7月27日、Xは、B 5支店長及びB 8部長から、再び仙台事務所への配置転換に応ずるよう説得を受けた。その際、B 5支店長は「仙台事務所への配置転換を考え始めたのは君が東京支店へ帰る前後であった。東京支店の管理職に言ったのは7月13日の支店営業会議であった。」旨説明した。

エ 昭和59年7月30日、組合は、会社に対し、Xの東京支店仙台事務所への配置転換問題について団体交渉の申入れをしたが、同日の経過は以下のとおりであった。

(ア) 同日正午頃、A 4書記長は、会社に対し、Xの仙台事務所配置転換問題について団体交渉を申し入れた。これに対して、B 9室長は「現在の時点では、あくまで意向打診の段階である。8月1日付けで配置転換を行うとは言っていない。正式の内示ではない。内示なら協議する。」旨答えた。

(イ) 同日午後2時頃、A 3委員長は、事実確認のため、B 5支店長に電話をしたところ、同支店長は「意向打診なんかではない。Xが適任なので、そのように言ったのだ。」との旨答えた。

(ウ) 同日午後2時30分頃、管原は、B 5支店長に対し、仙台事務所への配置転換について再度拒否の意向を伝えたところ、同支店長は「8月1日付けの発令は中止する。」旨告げた。さらに、同支店長は、Xが組合に異議申立てを行ったことについて、「組合に頼んで何かやってもらおうと思っても組合なんか何もやってくれない。みんなバラバラだ。組合に拘束される必要はないと思う。」旨述べたが、同人は組合と協議してほしい旨答えた。

(エ) 同日午後4時頃、組合副執行委員長A 5は、会社に対して、Xの仙台事務所への配置転換は不当労働行為である旨抗議するとともに、団体交渉を申し入れたところ、B 9室長は「Xの配転は東京支店だけではできない。8月1日付けで配転を強行するつもりはないし、信義則にもとめることはしない。内示があれば協議する。」旨答えた。

オ 昭和59年8月16日、Xは、勤務を終えて帰る際、B 6室長から「あの話はその後どうなったか。」との旨問われたので、同人は「もう決着のついた話だ。」旨答えた。また、8月24日、Xは、B 6室長から「あの話についてほかの人の話を聞いてみたか。」との旨問われたので、同人は「もう決着済みの話であり、行く意思はない。」旨答えた。

4 本件配転命令について

(1) 昭和59年9月20日午後3時頃、Xは、B 7支店長代理から、9月25日付けで仙台事務所勤務の辞令が出される旨の内示を受けた。これに対して、Xは、①技術から営業へという職種転換を伴う配置転換なので同意できない②これまでの経緯があまりにも不自然で納得できない③組合活動を理由とした不利益な扱いである④思想信条を理由とした不当な配置転換である等をあげ、これに異議を唱えた。さらに、B 7支店長代理が「仙台の営業活動は重要で、君が適任だから行ってもらう。営業しながらも技術の仕事はできる。組合活動とか思想信条とかいうのは君の思い過ぎだ。」との旨説得したところ、同人は「組合に異議申立てをしているので、組合と協議してほしい。」旨答えた。

一方、同日夕刻、A 3委員長らは、会社に対し、Xから9月25日付けの仙台事務所への配置転換の内示について異議申立てがあったとして、51年確認書及び前記3(3)エ(7)、(エ)の「内示なら協議する」との旨のB 9室長発言にもとづき協議を申し入れた。これに

対し、B 9 室長は、同室長の前記発言を翻し、「内示なので話をする段階ではない。」「発令があって異議申立てがあれば、組合とも話し合うし、本人とも話をする。」などと述べて、協議の申入れを拒否した。

(2) 昭和59年9月21日、組合は、本件配転命令の内示について会社に抗議文を提出するとともに、本問題について速やかに協議に応じるように申し入れ、さらに、同日、当委員会に対し、①Xに対する仙台事務所への配置転換の内示等を撤回すること②52年確認書にもとづき労使協議を行うことを求めて、あっせんを申請した。

(3) 昭和59年9月25日、B 5 支店長は、Xに対して、「東京支店仙台事務所勤務を命ずる」との旨の辞令書を手渡そうとしたが、同人は、その受取を拒否するとともに、組合と協議してほしい旨述べた。このため、B 5 支店長は、同席していた組合執行委員のA 2 に対し、「これを組合が気づかってくれ。」と頼んだが、A 2 は組合の者と話をしてくる旨述べて退席した。その後も、Xは、同辞令書を受け取っていない。

5 本件配転命令に関する団体交渉について

(1) 昭和59年9月25日夕刻、団体交渉が開催された。その団体交渉には、会社側からB 4 部長、B 9 室長らが出席したのみで、組合が出席を求めていた労務担当のB 2 常務は出席しなかったため交渉が進まなかった。このため、組合は、会社の姿勢を不誠実である旨抗議した。その後も、9月27日、28日、10月2日と団体交渉が開催され、当委員会へのあっせん申請の問題、Xの処遇問題などが討議されたが、B 4 部長らは配転等に関する確認書についての労使間の交渉経過を詳しく知らなかったため、実質的な話し合いには至らなかった。

(2) 昭和59年10月3日開催の団体交渉から、会社側はB 2 常務が出席した。組合は「配転等に関する確認書は、51年確認書も52年確認書も同じ内容であって、事前協議制を確認したものだ。会社が、内示後に協議するとか発令後に協議するなどというのはおかしい。確認書では、万一異議が生じた場合は協議するとなっているが、異議はいつ生じるかわからない。」「この確認書は、協定書である。」旨主張した。これに対し、B 2 常務は「組合の言うようにはなっていない。配転においては、異議が出た場合、所属長との話で済む場合もあるが、本人から組合に依頼があった時には、組合は会社に申し入れる。この場合には問答無用という訳にはいかない。本件については、発令してから一週間を経ており、会社は、いつまでもこの状態でおくことはできない。早く決着をつけたい。指揮命令に従わない場合は服務命令違反で処分する。」旨主張した。

さらに、B 2 常務が「議論のむし返しを防ぐため、組合から会社への申入れ内容を書面にして出してほしい。」旨求めたところ、組合は、会社に対し、同月8日、「①配転辞令のペンディング②確認書問題③地労委へのあっせん問題④本人の異議」との内容の「組合の主張点」と題する書面を提出した。

(3) 昭和59年10月9日開催の団体交渉で、B 2 常務は、Xを配置転換した経緯等について、「Xを電算教育に派遣した後、東京支店で2名の欠員が生じた。B 12の問題はあったが、B 13の退職は予期していなかった(B 12及びB 13については、後述の8(2)ウ、イ参照。)」
「東京支店は受注の回復を図らなければならない。受注は大切であり、背に腹は替えられないということから、電算室から仙台へとした。しかし、一挙に仙台にもって行くわけに行かないから、一旦東京に戻した。」「仙台事務所の受注開拓分野に岩手、宮城、秋

田等があり、所長に頑張ってもらわなければならない。そのため、手足となる人が必要だ。」などと説明した。

この後、10月12日、17日、18日、19日と団体交渉が開催されたが、労使の見解に大きな隔りがあったこと等から、交渉はなかなか進展しなかった。

- (4) 昭和59年10月25日開催の団体交渉で、B 2 常務は「組合の主張点については十分説明した。もう1カ月たっているから、これ以上やる必要はない。交渉はこれで打ち切る。」旨述べ、組合の抗議を無視して団体交渉を打ち切った。

6 本件解雇について

- (1) 本件配転命令に関し団体交渉が行われている間、Xは、東京支店において、昭和59年10月3日、4日、5日に、B 5 支店長、B 7 支店長代理らから、仙台事務所への配置転換に応じるよう説得を受けた。また、10月12日、17日に、B 7 支店長代理は、Xに、「時間がたてば組合だってどんどん離れていく。」などと仙台事務所へ行くのが一番良い解決方法である旨述べた。
- (2) 昭和59年10月29日、B 5 支店長は、Xに対し、「11月1日に仙台事務所勤務に着任しよう」との旨のB 1 社長名の着任命令書を手渡そうとしたが、同人はその受取を拒否した。
- (3) 昭和59年11月5日、Xは、B 2 常務から、同年9月25日付けの本件配転命令及び同年10月29日付けの着任命令に従わなかったことを理由に「就業規則第55条第1号により免職する」との旨の懲戒解雇の通告を受けた。しかし、Xがその受取を拒否したので、会社は同辞令書を内容証明郵便により同人に送達した。

7 Xの組合活動について

(1) 東京支店における組合活動

ア Xは、昭和57年1月入社後、直ちに組合に加入し、58年10月には組合の東京支店ブロックのブロック委員に選出された。

なお、東京支店ブロックでは、Xが59年5月に本社電算室へ配置転換された後も、その後任のブロック委員は選任されておらず、執行委員のA 2がブロック委員の職務を代行していた。

また、東京支店ブロックでは、56年秋の役員選挙以来、ブロック委員が次期執行委員に選出されており、Xも、本件配転命令後の59年10月、執行委員に選出されている。

イ ブロック委員は、各職場から選出され、その氏名は「執行部役員及び委員」名簿として会社に提出されていた。

また、ブロック委員の職務は、各職場を代表して組合員と組合執行部とのパイプ役を果たすものであり、ブロック会の運営、組合員の意見集約、ブロック委員会（執行委員とブロック委員との合同会議）への参加、組合費の徴収、組合ニュースの配布等である。

(2) 本社における組合活動

ア Xが本社電算室へ配置転換され勤務を始めた頃は昭和59年春闘の時期であり、組合執行部は、連日のように団体交渉を行い、また、夜間には執行委員会を開いていた。

イ 前記アの組合活動を見聞したXは、組合事務所に頻繁に出入りするようになった。

そして、同人は、団体交渉のテープを起こして要約する組合執行部の作業を手伝った

り、執行委員会を10数回傍聴したり、本社ダム第二室・電算室ブロックのブロック委員代理としてブロック委員会に5回程度出席する等の組合活動を行った。

ウ Xは、組合が本社の組合員に対して行った「春闘についてのアンケート」に応じた。その内容については、昭和59年5月10日付けの組合ニュースの「組合に一言」の欄に、「“東京支店について”『10数名の組合員を擁するブロックでありながら体制が弱く、組合活動から取り残された感じがする。東京支店選出の執行委員の思想的教育を強化するとともに、体制を抜本的に強化することが必要と思う（ex支店ニュース等の発行ができるように）』」として掲載された。

エ Xは、組合が昭和59年春闘に関し組合員との意見交換を目的に各職場で同年6月4日から15日まで9回実施した「対話集会」に数回参加した。とくに、6月15日の東京支店で「対話集会」に、Xは、組合三役らとともに指名ストとして参加した。

なお、指名ストとして参加したのは、一般組合員ではXのみであった。

オ Xは、本社電算室へ配置転換されて以後、会社の牧方寮（同寮は、本社労務室の管理下にあった）で10数名の従業員とともに生活していたが、入寮後まもなく赤旗の購読を始めたり、若い組合員の一人に「次期の役員選挙で執行委員に出てみないか。赤旗を読んでみないか。」旨勧めるなどの組合活動を行った。なお、当時、同寮内で赤旗を購読していたのはXのみであった。

8 東京支店における人員状況及び受注状況について

(1) 東京支店仙台事務所の人員状況等

ア 昭和48年12月20日、会社は、東北方面の受注拡大の拠点として、東京支店管轄下に仙台事務所を開設した。

イ 昭和55年2月18日、B1社長は、東京支店の新事務所開所式の挨拶において、「官公庁一般の国内業務について伸長可能の余地は、東北地方を第一とし、次いで、関東、甲信越と東京支店担当区域にその重点があると考えられる。」「仙台事務所の事務所としての拡大強化も当然考慮しての方策である。」旨述べた。

ウ 昭和55年4月、東京支店では、同支店における人員体制を強化するための55年度から60年度までの「東京支店人員計画案」を作成していた。その計画案によると、仙台事務所の人員体制としては、55年度に営業担当と総務担当の各1名を配置し計3名とし、58年度には営業担当を1名増員して計4名とする。さらに、56年度から技術職員を2名配置し以後順次増員して、60年度には技術職員を10名とするものであった。

エ 昭和58年11月、会社は、建設省出身のB14を採用し、仙台事務所長とした。これにより、仙台事務所の人員は、59年3月31日現在、従来から勤務していた所員C1を含めて2名となったが、技術職員は配置されていなかった。なお、仙台事務所には組合員はいなかった。

オ 昭和59年5月25日、仙台事務所長は、東京支店で行われた定例の営業会議において、「自分の手足となれる若手職員を仙台事務所に出して欲しい。」との旨の要請をした。

(2) 東京支店技術部の人員状況等

ア Xは、東京支店技術第二室において、ダムのクラウド工事（ダムの基礎地盤の改良工事）に関するデータの電算処理業務、ダム建設計画に関する構造等の検討業務、河川改修計画に関する洪水時流量の検討業務などに携っていた。

なお、東京支店技術部は、技術第一室及び技術第二室により組織されていた。

イ 東京支店技術第一室課長B13（以下「B13」という）は、昭和59年4月27日に直属の上司である同支店技術第一室長B15（以下「B15室長」という）に対し会社を退職する旨伝え、同年5月7日付けで退職願を提出した。

ウ 東京支店技術第二室課長代理B12（以下「B12」という）がかねてより海外勤務を希望していたところ、会社は、昭和59年4月28日付けで、インドネシア国の某電力会社より受注していたダム工事に関する計測業務の技術者として、同社へB12に関する招へい状の要請を行った。この後、同年6月上旬、同社から招へい状が送付されてきたので、会社は、B12を、同年8月1日付けで本社海外事集本部へ配置転換のうえ、直ちに同社へ派遣した。

(3) 東京支店における受注状況等

ア 東京支店の主な営業範囲は、富山県、山梨県、神奈川県の間から以東の関東・甲信越・中部・北陸・東北の各地域である。

イ 東京支店では、例年2月頃次の年度の受注目標額を設定していた。その額は、年間を通じた目標額であり、月別の額は定めていなかった。また、仙台事務所としての目標額は、とくに定めておらず、前年度に比して落ちない程度としていた。

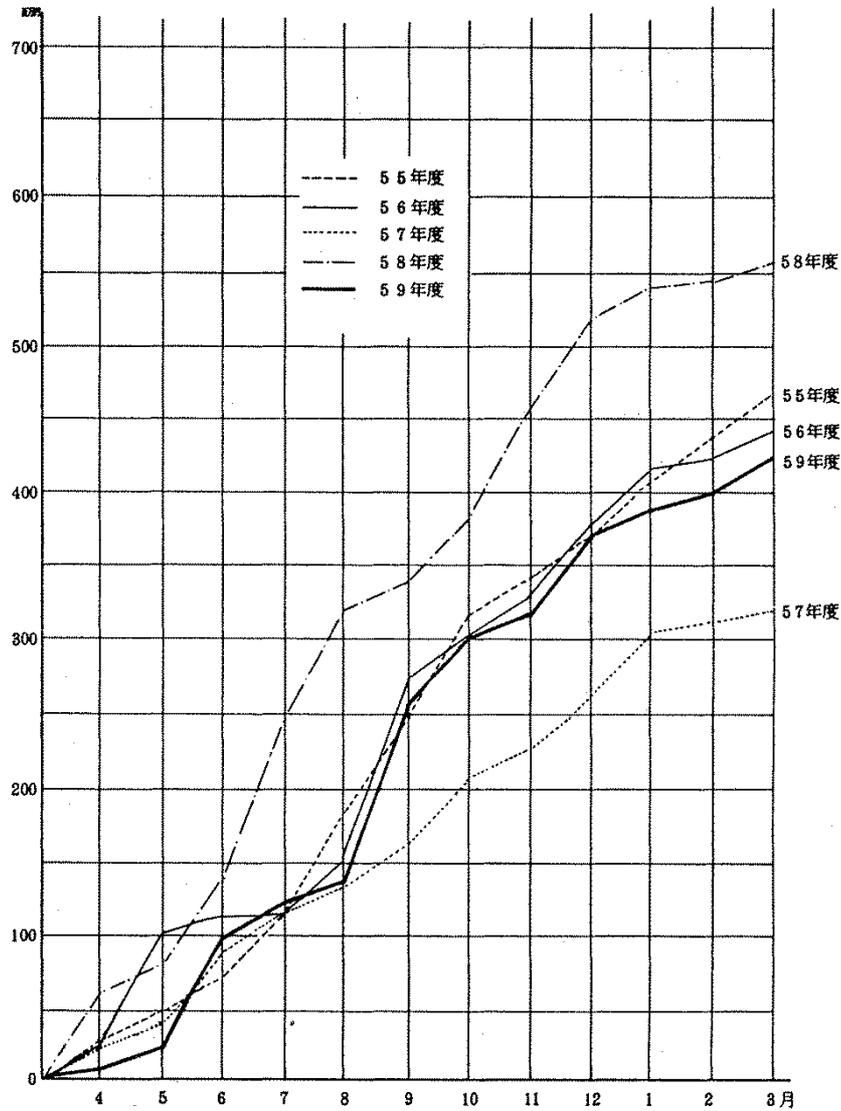
なお、東京支店の受注目標額は、昭和58年度が4億円、59年度が4億4,000万円程度であり、58年度は目標額を越え、59年度も目標額にほぼ達していた。

ウ 東京支店の受注額は官公庁からのそれで大部分が占められていたこともあり、会社の受注活動が本格化するのは官公庁の当該年度予算の配分が決定される6月以降であった。従って、例年4月から6月にかけての東京支店の受注額は、他の月に比べて少ない傾向にあった。

エ 東京支店における受注状況の各月毎の推移は別図のとおりであった。また、東京支店の受注額のなかで仙台事務所のそれが占める割合は、別表のとおりであった。

別 図

東京支店における受注額の推移



(注) 受注額は、契約ベースの各月末における累計額を示している。

別 表

東京支店の受注額に占める仙台事務所の割合

年度	東京支店の受注額 (A)	仙台事務所の受注額 (B)	割合 $(\frac{B}{A})$
55	469百万円	60百万円	12.8%
56	442	86	19.5
57	322	111	34.5
58	555	139	25.0
59	425	150	35.3

第2 判 断

1 本件配転命令について

(1) 当事者の主張要旨

ア 組合及びXは次のとおり主張する。

本件配転命令は、Xの組合活動を嫌悪する会社が、配転等に関する確認書にもとづく労使間の事前協議を尽すことなく、同人に対してなした生活上、仕事・技術上、精神的及び組合活動上の不利益取扱いであり、かつ、役員選挙に立候補する予定であった等組合にとって重要不可欠な活動家である同人の組合活動を阻止し、ひいては組合の運営に支配介入することを企図したものである。

イ これに対して、会社は次のとおり主張する。

本件配転命令は、以下の理由により、業務上の必要性から行ったものであり、かつ、人選も合理的であるから不当労働行為ではない。

(ア) 東京支店の受注状況が昭和59年4月以降急激に悪化したので、その最も有効な受注回復対策として、かねてより計画中の東北方面における受注活動の拠点である仙台事務所の人員を緊急に増強する必要があった。

(イ) 仙台事務所の強化要員は東京支店において確保することとしたが、昭和59年6月上旬同支店技術部に技術職員2名の欠員が生じたので、急拠、Xの電算教育を打ち切り、同人を同支店へ復帰させた。

(ウ) 仙台事務所の強化要員としてXを選んだが、同人は、岩手大学の出身であり、また、仙台近くの生まれでもあるので、東北方面の地理や地元事情にも詳しく受注先とのつながりを作り易いこと、独身であり他の従業員に比べて個人的な不利益が少ないこと等から最適任であった。

(エ) 配転等に関する確認書は、労使双方の意見を併記した単なる議事録であって事前協議を約した労働協約ではない。しかし、労使関係を配慮し組合員から組合に異議の申立てがあれば、発令後協議することとし、本件についても組合側と誠意をもって話し合いを尽した。

(オ) Xが活発な組合活動を行ったことや同人が役員選挙に立候補する予定であったこと等は、組合の内部事情に過ぎず、会社の関知するところではない。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

ア まず、会社主張の理由(ア)についてみるに、

(ア) 東京支店における昭和55年度から59年度までの各月末毎の受注額の推移は、前記第1. 8 (3) エ認定の別図のとおりである。それによると、59年4月末及び5月末の受注額は、なるほど会社の主張するように、55年度から58年度までの4月末及び5月末のそれに比べて低い状況にあったことが認められる。しかし、その後、本件配転命令までの受注額をみると、相当程度に回復した月も認められるのであって、55年度から58年度までのそれに比べて極めて低い状況のままに推移したのとは考えられない。

また、前記第1. 8 (3) イ、ウ認定によれば、東京支店では年間を通じた受注目標額を設定していたものの各月毎は定めていなかったこと及び同支店の受注額は例年

4月から6月にかけて少ない傾向にあったことが認められる。

- (イ) 会社が仙台事務所を東北方面の拠点として強化する構想をもってのこと及び東京支店における仙台事務所の受注額の割合が昭和55年度以降年々高くなっていることは、前記第1. 8 (1)イ及び(3)エ認定のとおりである。また、東京支店においては仙台事務所を含めた人員計画案を作成していたが、同事務所における実際の人員配置状況をみると、59年3月31日時点においても、B14所長とC1所員の2名のみであり、技術職員は全く配置されていなかったことは、前記第1. 8 (1)ウ、エ認定のとおりである。

仮に、会社の主張するように、受注回復対策のために仙台事務所の人員強化を緊急に行う必要があったとするならば、人選を含めてそれに応ずる具体策がとられるべきところ、前記第1. 8 (1)オ認定のとおり、わずかに仙台事務所長が増員要請を行ったことを認め得るのみで、それ相応の具体策が講じられたことを推認するに足る事実の疎明はない。

- (ウ) 以上から、東京支店の受注状況の急激な悪化による受注回復対策として、仙台事務所の人員強化を緊急に行う必要があったとする会社の主張は採用できない。

イ つぎに、会社主張の理由(イ)についてみるに、

- (ア) 会社は、B13の退職及びB12の海外派遣の内定により東京支店技術部に技術職員2名の欠員の生じたことが明らかになったのは昭和59年6月上旬としている。

しかし、B13については、前記第1. 8 (2)イ認定のとおり、同年4月27日に上司のB15室長に退職する旨を伝えていること、また、B12については、前記第1. 8 (2)ウ認定のとおり、会社は同年4月28日付けでインドネシア国の某電力会社に対し同人に関する招へい状の要請を行っていることが認められる。

これらの事実から判断すると、会社は、Xに対し同年5月1日付けで東京支店技術部から本社電算室への配置転換命令を発する時点で、東京支店技術部に2名の欠員が生じることを承知していたものと考えるのが相当である。

- (イ) また、会社がXを電算教育のために本社電算室に派遣した経緯は前記第1. 3 (1)認定のとおりであって、B7支店長代理らは、電算教育を所管するB3本部長らと十分連絡をとっていること、同人に対し電算教育の重要性を繰り返し説明するとともに電算教育期間を1年としていること等が認められる。

これらの事実を併せ考えると、会社がXの電算教育をわずか2カ月間で打ち切り同人を東京支店に配置転換したことは、いかにも不自然である。

- (ウ) 以上から、東京支店技術部に欠員が生じたので、急拠、Xを東京支店に復帰させたとする会社の主張は採用できない。

ウ また、会社主張の理由(エ)についてみるに、

- (ア) 51年確認書及び52年確認書の配置転換等に関する確認事項は、前記第1. 2 (2)ア認定のとおり、組合の要求にもとづき団体交渉の経過をふまえて確認されたものと認められ、その確認事項のうち、少なくとも、「万一、異議が生じ、本人から組合に申出があり、組合から会社に申入れがあった場合は、会社は組合と協議する」ことについては、労使双方の合意がなされた労働協約と解される。

従って、配転等に関する確認書は労使双方の意見を併記した単なる議事録であり

労働協約ではないとする会社の主張は失当である。

- (イ) また、通常、配置転換等に関し異議が生じるのは、会社が本人に対し意向打診ないし内示をした時点であるから、会社が前記(ア)の「協議する」ことを「発令後の協議」とであると解釈することは実質的に協議の意味を持ち得ず、従って、会社は、発令前においても本人の異議にもとづき組合から協議の申出があった場合には、誠実にこれに応ずべき労働協約上の義務があると言わなければならない。

ところで、本件配転命令に関する協議の経過をみると、①前記第1.3(3)エ(ア)、(イ)認定のとおり、会社がXに対して本件配転命令の意向打診をした際、組合が協議の申入れをしたにも拘らず、B9室長は「内示であれば協議する」などと述べてこれを拒否していること②前記第1.4(1)認定のとおり、本件配転命令の内示に際して、組合の協議の申入れに対して、B9室長は「内示なので話をする段階ではない。発令があって異議申立てがあれば組合とも話し合う」などと前言を翻していること③前記第1.5(1)及び(4)認定のとおり、本件配転命令の発令後の団体交渉においても、組合の要求にも拘らず当初労務担当のB2常務が欠席したり、また、組合の抗議にも拘らず会社は一方的に打ち切ったこと等が認められる。

このような会社の態度は、配転等に関する確認書にもとづいて、本件配転命令に関する問題を解決するために組合に対し誠意をもって協議を尽したものととは到底認められない。

- エ 最後に、会社主張の理由(オ)に関連して組合及びXの組合活動についてみるに、
- (ア) 前記第1.2(1)認定のとおり、B1社長及びB2常務の就任以来、組合と会社との間に緊張関係が高まり、とくに、原発問題を契機として一段と労使関係が険悪な状況になっていることが認められる。このような事情からすれば、前記第1.2(1)カ認定のB1社長の会社幹部会での発言内容及びその要約文を全管理職に配布したこと、また、前記第1.2(1)ウ、エ、オ、キ、ク認定のB2常務の団体交渉等での発言内容は、いずれも組合を嫌悪したものであることは明らかである。
- (イ) また、本社電算室へ配置転換された以後のXの組合活動は、前記第1.7(2)認定のとおり、極めて活発であったことが認められる。しかも、このXの組合活動を、前記第1.3(3)ア認定のB11次長の発言にみられるように、会社は逐一把握し、かつ、同人に対する東京支店仙台事務所への配置転換を検討していたことが認められる。
- (ウ) さらに、前記第1.5(3)認定のB2常務の発言によれば、会社は、Xを東京支店に配置転換させることに内定した時点で、同人を仙台事務所へ再配置転換する意図のあったことが認められる。なお、仙台事務所には、前記第1.8(1)エ認定のとおり、組合員は存在しなかったのであって、仮にXが同事務所へ配置転換された場合、同人の組合活動は事実上極めて困難となることが容易に推認される。
- (エ) 以上から、原発問題を契機に一段と組合嫌悪を強めていた会社が、組合の方針に沿って活発な組合活動を展開していたXに注目し、かつ、これを嫌悪し、事実上組合活動の困難となる仙台事務所へ配置転換することによって、同人の組合活動を阻止しようとしていたことは明らかである。
- オ 以上、要するに、本件配転命令は、前記判断からして、その人選の合理性に関する

会社の主張について検討するまでもなく、会社は、Xの組合活動を嫌悪し、同人を仙台事務所へ配置転換することによって同人の組合活動を阻止し、ひいては組合の運営に支配介入することを企図したものと判断することが相当であって、かかる会社の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 本件解雇について

(1) 当事者の主張要旨

組合及びXは、本件配転命令は不当労働行為であり、同命令及び着任命令を拒否したことを理由に会社が同人に対してなした本件解雇も不当労働行為であると主張する。

これに対して、会社は、Xが本件配転命令及び着任命令に従わなかったので就業規則を適用し同人を解雇したものであり、何ら不当労働行為ではないと主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

ア 会社が、本件配転命令及び着任命令に従わないXに対し昭和59年11月5日付けで本件解雇をなしたことは、前記第1. 6(3)認定のとおりである。

イ ところで、本件配転命令は前記1判断のとおり不当労働行為であると判断される以上、本件配転命令及びこれに付随した着任命令に従わなかったことを理由とする本件解雇についても、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

3 救済方法

組合及びXは、謝罪文の掲示及び手交を求めるが、主文2の救済で足るものとする。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和61年12月11日

大阪府地方労働委員会
会長 寺 浦 英太郎